

関係団体の長 様

山口県土木建築部長

山口県建設工事請負契約標準書式(単年度用)の一部改正について(送付)

このことについて、下記のとおり一部改正しますので、参考送付します。

記

1 主たる改正点

工事請負契約における契約保証金の額

(改正後) 現行に下線部を追記

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

3 第1項の規定による保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、請負代金の額の10分の1以上(受注者が、山口県低入札価格調査実施要領に規定する調査基準価格を下回った入札者(以下「調査対象者」という。)であるときは、請負代金の額の10分の3以上)としなければならない。

2 適用年月日

令和6年10月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

技術管理課 経理班

技術指導班

TEL : 083-933-3620

FAX : 083-933-3669